

平成 16 年 9 月 30 日

北 海 道 消 費 者 被 害 防 止

ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス No.5

[事務局] 北海道立消費生活センター 〒 060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟
(社) 北海道消費者協会 <http://www.syouhisya.or.jp> 011 - 221 - 0110 FAX 011 - 221 - 4210

北海道消費者大会でネットワークの設立が議題に！

さる 9 月 13 日、14 日の両日に北海道消費者大会が「～安全・安心は北海道から～」をメインテーマに、かでの 2・7（札幌）で全道から延べ約 820 名が集まり開催されました。

1 日目は午後から 4 分科会が開かれ、そのうちの第 2 分科会では、「地域で広めよう～悪質商法追放ネットワーク～」をテーマに、約 130 名が参加して活発に話し合われました。

分科会では、今年 7 月にネットワークを設立した厚岸町の設立に至る経過が紹介されました。その経過を一部紹介しますと、町内ではこれまでも若年者や高齢者が悪質商法による被害にあっており、その予防に頭を悩ましていたところ、町議会関係者から議会に働きかけてもらったお陰で、悪質商法の被害予防を目的とする連絡協議会の必要性が認められました。その結果、警察、行政、福祉関係者、建設関係者、金融関係者、自治会、消費者協会などで構成する「厚岸町消費者被害防止情報連絡会議」が設立されたとのことでした。

この連絡会議の設立が速やかに行われた陰には、町の担当者や警察が一生懸命取り組んでくれたことが大きな力になったとのこと、今更ながら行政機関の力の大きさが伺われます。

当連絡会議では、町民の被害の未然防止の方法として、町の広報や防災無線などを用いたオレオレ詐欺や架空請求、悪質商法に対する注意喚起、また、金融機関や郵便局との連携、建設協会による点検商法の工事施工状況の確認、消費者被害防止の講座開催など、町民を悪質商法の被害から未然に防止するため、活動を行っているとのことでした。

このような市町村単位での地域ネットワーク設立の動きは、分科会の報告によりますと、現在、函館市、滝川市、釧路市、根室市、江差町、白老町、弟子屈町で設立に向けて活動中とのこと。この設立の動きが一層加速され、全道に広がることを期待します。

ネットワークニュースを団体内に確実にお伝えください！

ネットワークニュースを各団体傘下の市町村団体まで確実にお伝えください。

また、周知に当たりましては、団体内でニュースの内容を話題にしたり、回覧したり、各ページの内容をそれぞれ必要に応じて A3 の色紙に拡大コピーしポスターとして掲示するなど、ご活用をよろしく願いいたします。

緊 急 連 絡

架空請求の新たな手口に注意しましょう！

[ターゲット：各年代層]

[北海道立消費生活センターより]

これまで、身に覚えのない人が請求を受けた場合は請求を無視し、請求業者に連絡しないようアドバイスしておりますが、最近の架空請求のハガキには、架空の請求かどうか分かり難い新たな手口が報告されています。十分注意してください。

[新たな架空請求の手口例]

手口1 . 「電子消費料金未納分請求最終通知書」などの名目で、「法務省認可特殊法人局」「総務省認可特殊法人回収機構」など、架空の団体名を表示し、請求する手口が発生しています。

[対策] ・「 省認可特殊法人」という団体は存在しません。無視しましょう。
・新たな個人情報を知る恐れがあるためハガキの連絡先には絶対電話しない。
・有料サイト業者が未払いの債権を回収業者に譲渡する場合、予め消費者に「譲渡する旨」を通知しなければなりません。なければ無視しましょう。

手口2 . 法務省が債権回収を認めた実在する企業名と住所を表示し、「電話番号だけ違う番号を表示」し請求する手口が発生しています。

[対策] ・団体が存在するか、電話番号が正しいかを法務省や消費生活センターで確認する。
・電話番号が違う場合は、ハガキの番号には絶対電話せず、無視する。

手口3 . 過去に利用した「美容サービス」や「教材」、「パソコン」などの支払が未納となっていると称して請求する手口が発生しています。

[対策] ・過去に購入した商品の販売店や信販会社に支払が残っているか確認する。
・支払を完済している場合は、ハガキの電話番号には電話せず、無視する。

手口4 . 架空請求を無視していたら請求業者が提訴し、裁判所からの呼び出しも無視したため、一方的な裁判で業者が勝訴し、正式な未払いとして支払を請求される手口が報告されています。

[対策] ・裁判所からの呼び出しがあった場合は、近くの消費生活センターや裁判所、弁護士などに速やかに相談する。

要 警 戒

訪問販売の暴利行為に注意しましょう！

[ターゲット：各年代層]

[北海道環境生活部生活振興課消費生活グループより]

「訪問販売で1枚40万円の湿気取りパットを強引に3枚もかわされたが、購入後、インターネット通販で1枚1万円で販売されているのを見つけた。暴利行為ではないか。今からでも減額できないか」という苦情があり、道で調査したところ、この業者は、仕入単価5千円の商品を「この商品は、これくらいの値段がする物だ!」と説明して、90万円(仕入原価の180倍)で契約させるなど、商道德を著しく逸脱した、消費者を錯誤に陥れる法令違反行為を行っていました。

訪問販売業者が勧誘時に消費者に提示する商品価格や工事などのサービス価格には、消費者宅を訪問する「旅費」や「歩合給」も経費として含めている場合が多く、その場合は商品価格も当然高額となります。
訪問販売には十分な警戒が必要です！



訪問販売の注意点！

訪問販売業者には気を許さず、十分に警戒しましょう。

悪質な業者は販売目的を隠して家に入り込みます。気を付けましょう。

訪問販売業者の提示する価格をうのみにせず、まず「見積書」を出させましょう。

契約を急がせる業者とは契約しないようにしましょう。

地元の信用できる業者数社からも見積を取り、時間をかけて検討しましょう。

不用意に契約させられたときは、すぐ近くの消費生活センターへ相談しましょう。

契約後8日以内は、工事が終了していてもクーリング・オフができます。

厳 重 警 戒

自己啓発セミナーの勧誘に気を付けましょう！

[ターゲット：20歳未満・20歳代]

[北海道立消費生活センターより]

学内の友人や街角で同年輩の女性などから声をかけられ、「あなたは絶対に変わる。可愛くて芯のある女性になる。」とセミナーの受講を誘われ、受講したが受講料が高額になることを知り途中で解約を申し出たが、スタッフから「ここで逃げて、これからも逃げ続ける人生を送るのか」と叱責されやめられなくなった。

また、受講料が払えないと断ると、「安くて安全な学生ローンがある」とサラ金を紹介され、支払能力を超える高額な借金をさせられた。

更に、セミナーのコースが進むと「実践」と称する「勧誘活動」をさせられ、友人を誘ったことに、罪悪感と後悔が残った。

など、自己啓発セミナーの苦情が最近、若い女性や家族から多く寄せられています。十分注意しましょう。

セミナーは、「初級コース」、「上級コース」、「100日間の実践コース勧誘活動」と段階があり、終了するごとにアップしていきませんが、受講当初はコースに段階があり、段階が進むにつれて受講料が高額になることは知らされません。最近、大学などで増加傾向が見られます。十分な注意が必要です。



自己啓発セミナーの注意点

自己啓発セミナーを受講しても「絶対変わる」とは言えません。

学友や知人から誘われても断る勇気が必要です。

返済能力のない人にサラ金を利用させたり、勧誘に従事させるなど問題があります。

未成年者が契約した場合は、親の同意がなければ取り消すことができます。

成人の場合は、受講した後での解決は容易ではありません。おかしい勧誘はきっぱり断りましょう。